

## 平成26年度 第1回「個人情報保護研究セミナー」 — 個人情報を守る時代的要請から生まれる新たな課題 —

4月25日(金)に個人情報保護研究会主催の平成26年度第1回「個人情報保護研究セミナー」— 個人情報を守る時代的要請から生まれる新たな課題 — が開催され、150名の参加者はこれからの大きな変化と新局面についての理解を深めました。

以下に講演内容の主な点を示します。

### 1.『変革期の個人情報保護制度と事業者の対応の必要性』

特定個人情報保護委員会 委員長 堀部 政男

プライバシー・個人情報論議の世界的展開と日本におけるプライバシーマーク制度の展開、個人情報保護関係法の制定・施行から日本の番号法成立に伴う特定個人情報保護委員会の意義、パーソナルデータの利活用に関する制度見直し等の新局面とプライバシーマーク制度への期待について解説があった。

#### (1) 特定個人情報保護委員会

- ・特定個人情報保護委員会は、番号法に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じることを任務として、2014年(平成26年)1月1日に設置された。
- ・主な所管業務としては、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)の保護に関する監視・監督、特定個人情報保護の評価、広報・啓発、苦情処理、意見具申等である。

#### (2) 特定個人情報保護評価の目的

- ・番号制度に対する懸念(国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等)を踏まえた制度上の保護措置の一つ。
- ・事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼確保を目的とする。

### 2.『パーソナルデータの利活用に向けた法制度等の見直し』

経済産業省商務情報政策局 情報経済課 課長 佐脇 紀代志

近年の経済活動のグローバル化の進展や新たなIT技術を用いたサービスの展開を踏まえた経済産業分野の個人情報保護法ガイドラインの見直し、及び今後の付加価値を生み出す新産業・新サービス創出に向けたパーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針について解説があった。

#### (1) 法制度等の見直しへの期待 「利活用」と「保護」のバランス

- ・ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出を促進するため、「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータである「パーソナルデータ」の取扱いについては、その利活用を円滑に進めるため、個人情報及びプライバシーの保護との両立を可能とする事業環境整備を進める。

- ・パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針は、「ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し」と「プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し」のロードマップとして、  
2014年6月: パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱決定・公表パブリックコメント  
2015年1月: 通常国会に法案提出

#### (2) 経済産業省における取組み

- ・「個人情報保護法に関する経済産業分野ガイドライン」見直しを行う。

ガイドライン見直し検討ポイント(平成26年4月25日時点)

- 1) 法第2条 容易照合性に関するQ&A14(※)の主旨の明確化
- 2) 法第20条 安全管理措置の中の技術的安全管理措置の手法追加
- 3) 法第23条 共同利用制度の明確な説明
- 4) その他 消費者等本人に対する分かりやすい説明の取組について追記

(※) Q&A14: 事業者の取扱部門ごとにデータベースがあり、他の取扱部門のデータベースへのアクセスが、規程上・運用上厳格に禁止されている場合、「容易に照合することができ」(法第2条第1項)るといえますか。

- ・パーソナルデータ利活用に関する事前相談評価の試行として、事業者がパーソナルデータを取得、利活用するにあたって満たすべき、消費者に対する情報提供、説明の内容に係る事前相談評価の「評価基準」を策定し、以下の7項目が記載されていること。

- 1) 提供するサービスの概要
- 2) 取得するパーソナルデータと取得の方法
- 3) パーソナルデータの利用目的
- 4) パーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの第三者への提供の有無及び提供先
- 5) 消費者によるパーソナルデータの提供の停止の可否、訂正及びその方法
- 6) 問合せ先
- 7) 保存期間、廃棄

#### 3.『高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

(IT総合戦略本部) パーソナルデータに関する検討会の最新情報』 慶應義塾大学 総合政策学部 教授 新保 史生

パーソナルデータに関する検討会(第7回 平成26年4月16日開催)における個人情報保護制度の見直しに向けた検討の最新情報について、資料「個人情報」等の定義と「個人情報取扱事業者」等の義務について(事務局案)」について情報提供と解説があった。

#### 【事務局案】

- (1) グレーゾーンの拡大への対応

- ・保護されるパーソナルデータの範囲の明確化として、情報通信技術の進展等により拡大したグレーゾーンを解消し、消費者及び事業者が安心して利活用できることを狙いに、特定個人情報を識別しないが、その取扱いによって本人に権利利益侵害がもたらされる可能性が高いもの(複数の事業者で共通に利用できる識別子)については、新たに「準個人情報(仮称)」と類型化し、利活用方法を定義する。
- ・「個人情報」の判断基準の明確化として、個人情報の範囲の判断基準である「容易に照合できる状態」については、第三者による統一したガイドラインによる明文化や事前相談により、明確化を図る。

## (2) 消費者の不安を解消しつつ、パーソナルデータの利活用を促進する仕組み

- ・ビッグデータビジネスを可能とする新たな制度整備として、プライバシーを保護しつつ、パーソナルデータを新たなサービスへ利活用できる環境整備のため、「個人データ」を氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別できるものを削除等加工したデータを新たに「個人特定性低減データ(仮称)」と類型化し、利活用方法を定義する。
- ・「個人特定性低減データ(仮称)」は、ビッグデータビジネスを促進するために、「利用目的外の利用」と「第三者提供」を本人同意なしに可能とするが、事業者には第三者機関への情報提供と本人

特定の禁止の義務を法定する。

## (3) 国際的調和を図るための適正な取扱い

- ・機微情報の国際的調和を図るため、新たに「機微情報」を定義し、特に慎重な取扱いを要するものとするとともに、その取得に際しては本人の同意を必要とする。
- ・個人情報取扱事業者の適用除外条件である、5,000件以内の条件を削除し、取扱う数量によらない新たな基準を設定する。

## (4) その他事項

- ・「保有個人データ」の保有期間の見直しとして、短期間の保有であっても、個人情報の取扱いに関する事業の透明性を確保する観点から、保有個人データの事項に関する公表等の適用除外となる「6ヵ月以内」の規定を削除する。

新保教授には今後もパーソナルデータ等に関する最新の解説を依頼する。パーソナルデータの利活用に関しては6月の大綱決定及び1月の通常国会に法案の提出が決まっている。これを受け、個人情報保護研究会では引き続きセミナーを開催します。

第2回 開催日 2014年7月31日(木)

第3回 開催日 2015年2月19日(木)

詳細は決まり次第ご案内致します。

# 「個人情報保護 内部監査員セミナー」好評開催中

個人情報保護研究会が主催する「個人情報保護 内部監査員セミナー」を10回開催し、延べ98社175名の方が参加されました。

午前中の座学による講義及び午後のロールプレーによる模擬監査について、参加者のご意見の一部をご紹介します。

### 【内部監査全般の講義について】

- ・印刷関係の内容にしまわれていたので、わかりやすかった。
- ・具体例をあげていたのでイメージし易かった。
- ・日頃、落ちていてPMS全体を見渡すことが少ないので、よい機会になった。監査員の育成や運用管理担当者の育成に役立ちそうだ。
- ・監査員の視点からPMSを考えたことはなかったので、とても参考になった。

### 【模擬監査の演習について】

- ・具体的な監査手順を理解できた。
- ・チェックリストを事前に作成することが有用と感じたので、現状聞いているものを見直していきたいと思った。
- ・実際にデモで監査側、被監査側の立場になれたので、より実践的に研修することができた。
- ・揃えてある資料から指摘事項を発見するための良い訓練になった。

### 【7月以降の開催予定】

開催月	開催都市(開催予定日)
平成26年7月	長野(3日)、大阪(10、11日)、札幌(17日)
8月	東京(21日)、福岡(28日)
9月	金沢(8日)、松山(10日)、広島(11日)
10月	東京(9日)
11月	名古屋(13日)
12月	東京(11日)

### 【受講費用】

10,000円/人(消費税別)

### 【問い合わせ先】

プライバシーマーク審査センター 清山

電話番号: 03-3553-6065

メールアドレス: info.pm@jmpi.or.jp

